

日本中央競馬会における役員の給与等の支給の基準

日本中央競馬会は、日本中央競馬会の役員の給与及び慰労金（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

役員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案し、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上での競争力を考慮するとともに、民間企業等の役員及びそれに相当する国家公務員の処遇の実情をも勘案すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、役員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

役員の給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

(1) 本俸

本俸は、月額又は日額をもってこれを定め、月額をもって定めた場合は毎月定額を支給し、日額をもって定めた場合は当該日額に執務した月ごとに理事長が認めた日数を乗じて得た額を翌月支給する。

(2) 諸手当

諸手当は、特別調整手当及び特別手当とする。

ア 特別調整手当は、東京都特別区に在勤する常勤の役員に支給する。

イ 特別手当は、常勤の役員に対し、毎年 2 回以内において支給することがある。

3 慰労金

- (1) 慰労金の支給額は、退任した常勤役員に対し、在任期間 1 月につき、その者の退任時の本俸月額の 100 分の 12.5 に相当する額に業績勘案率（学識

経験者によって組織される委員会が0.0から2.0までの範囲内で決定する率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。

- (2) 退任した常勤役員について、在任期間中に非違行為による解任事由に該当する行為があった場合は、慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

4 給与等の支給額等の決定及び開示

- (1) 2及び3の給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、経営委員会の議決を経て理事長が定める。
- (2) (1)で定めた給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成25年6月27日から施行する。
- 2 上記3(1)において、「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までに退任した者にあつては「100分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までに退任した者にあつては「100分の92」とする。また、平成16年4月1日前の在任期間に係る慰労金の計算については、所要の経過措置を適用する。

附 則

この基準は、平成26年9月5日から施行する。

(参考)

役員の給与等の支給額、支給割合等

(平成 26 年 9 月 5 日現在)

1 本俸

	本俸
理事長	月額 1,226,000 円
副理事長	月額 1,054,000 円
常務理事	月額 950,000 円
理事	月額 899,000 円
常勤監事	月額 824,000 円
非常勤監事	月額 545,000 円 又は 日額 60,000 円

2 諸手当

ア 特別調整手当

特別調整手当は、東京都特別区に在勤する常勤の役員に対し、本俸月額の 100 分の 12 に相当する額を支給する。

イ 特別手当

特別手当は、常勤の役員に対し、6 月から 11 月まで及び 12 月から翌年 5 月までの各支給算定期間における勤務実績に応じて、それぞれ 12 月及び翌年 6 月に支給する。支給条件はその都度定める。

3 慰労金

- (1) 慰労金は、退任した常勤役員について、在任期間 1 月につき、その者の退任時の本俸月額の 100 分の 12.5 に相当する額に業績勘案率（学識経験者によって組織される委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内で決定する率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額（在任期間中に役職を異にした者にあつては、異なる役職ごとの在任期間 1 月につき、退任時における当該異なる役職ごとの本俸月額の 100 分の 12.5 に相当する額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

(注 1) 上記(1)中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までに退任した者にあつて「100 分の 98」、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までに退任した者にあつては「100 分の 92」とする。

(注 2) 平成 16 年 3 月 31 日において現に在任していた役員に対する慰労金の額は、上記(1)の定めにかかわらず、次のアからウまでの合計額とする。

ア 就任日から平成 14 年 3 月 31 日までの在任期間 1 月につき、平成 14 年 3 月 31 日における本俸月額の 100 分の 36 に相当する額

イ 平成14年4月1日から同年11月30日までの在任期間1月及び平成14年12月1日から平成16年3月31日までの在任期間1月につき、それぞれの在任期間の末日における本俸月額 \times 100分の28に相当する額

ウ 平成16年4月1日から退任日までの在任期間1月につき、上記(1)の定めによる額

- (2) 退任した常勤役員について、在任期間中に非違行為による解任事由に該当する行為があった場合は、慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

4 就退任に伴う給与等の計算

就任又は退任の場合には、本俸及び特別調整手当は日割をもって計算し、特別手当は各支給算定期間における勤務日数に応じて支給する。慰労金については、就任日から退任日までを暦に従って計算するものとし、1月未満の端数は1月と計算する。